

石巻地区広域行政事務組合人事行政の運営等の状況について

石巻地区広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年石広条例第1号）の規定に基づき、本組合職員の任免、給与の状況、勤務時間、休暇などの状況及び公平委員会の業務に係る宮城県人事委員会からの報告について次のとおり公表します。

平成26年12月25日

石巻地区広域行政事務組合
理事長 石巻市長 亀山 紘

1. 職員の任免及び職員数に関する状況（平成25年度）

(1) 職員の任免

イ 採用者

(単位：人)

区 分		競争試験
一般行政職		0
消防職員	消防吏員	22
	事務職員	0
計		22

ロ 退職者

(単位：人)

区 分	定 年	勸 奨	その他
一般行政職	2	0	
消 防 職	18	1	1
技能労務職	0	0	
計	20	1	1

(2) 職員数（平成25年4月1日現在）

(単位：人)

区 分	条例定数	職員数
理事会の事務部局	57	50
監査委員の事務部局	1	1
消防職員	357	356
計	415	407

派遣1名含む

2. 職員の給与の状況（平成25年度）

(1) 人件費の状況

(単位：千円，%)

区 分	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	平成25年度の 人件費率 (B/A)	平成24年度の 人件費率 (参考)
	6,179,427	99,418	3,120,929	50.5	51.4

(2) 給与費の状況

(単位：千円)

給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計	一人当たり給与費
1,429,165	309,413	513,259	2,251,837	5,546

(注) 職員手当には、退職手当負担金を含みません。

(3) 給与独自削減の状況（平成25年4月1日）

給料月額2～4%カット（3～4級2%、5～6級3%、7～8級4%）

管理職手当一律10%カット

(4) 職員の平均給料・給与月額及び平均年齢の状況（平成25年4月1日現在）

区 分	一般行政職	消防職	技能労務職
平均給料月額	313,615円	292,824円	302,876円
平均給与月額	359,066円	346,722円	325,458円
平均年齢	42歳11月	37歳0月	49歳1月

(注) 平均給与月額は平均給料月額に扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、時間外手当、特殊勤務手当等を加えたものです。

(5) 職員の初任給の状況（平成25年4月1日現在）

(単位：円)

区 分		石巻地区広域行政事務組合	国
		決定初任給	決定初任給
一般行政職	大学卒	172,200	172,200
	短大卒	152,800	152,800
	高校卒	140,100	140,100
消防職	大学卒	197,200	197,200
	短大卒	175,400	-
	高校卒	158,100	158,100

(6) 級別職員数の状況（平成25年4月1日現在）

一 般 行 政 職						
区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職務内容	主事	主事	係長・主任主事	課長補佐	課長補佐	課長
職 員 数(人)	0	4	22	4	1	6
構 成 比(%)	0.0	10.0	55.0	10.0	2.5	15.0
区 分	7級	8級				合 計
標準的な職務内容	次長	局長				
職 員 数(人)	2	1				40
構 成 比(%)	5.0	2.5				100.0

消 防 職						
区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職務内容	消防士	消防士長・副士長	消防士長	消防司令補	消防司令	消防司令長
職 員 数(人)	123	55	53	60	35	24
構 成 比(%)	34.6	15.4	14.9	16.9	9.8	6.7
区 分	7級	行政職8級				合 計
標準的な職務内容	消防監	消防正監				
職 員 数(人)	5	1				356
構 成 比(%)	1.4	0.3				100.0

技 能 労 務 職						
区 分	1級	2級	3級	4級	5級	合 計
標準的な職務内容	清掃技手	清掃技手	清掃技手・業務員	清掃技手・業務員	主任清掃技手・業務員	
職 員 数(人)	-	-	1	7	3	11
構 成 比(%)	-	-	9.1	63.6	27.3	100.0

(7) 職員手当の状況（平成25年度）

イ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給割合（月分）		支給率計（月分）	職制上の段階及び職務の級等による加算措置
	期末手当	勤勉手当		
石巻地区広域行政事務組合	2.60	1.35	3.95	有
国の制度	2.60	1.35	3.95	有

ロ 地域手当

支 給 対 象 職 員	仙台市在勤職員	
支給対象職員数 （平成25年4月1日現在）	4人	（在勤1人、派遣職員3人）
支 給 率	6%（4.8%）	
国の制度との同異	同	

ハ 特殊勤務手当

区 分	代表的な職種		
	行政職	労務職	消防職
給料総額に対する比率（%）	0.0	0.0	1.3
支給対象職員の比率（%）（平成25年度）	0.0	0.0	75.1
代表的な特殊勤務手当の名称	消防業務手当		

ニ 時間外勤務手当

（単位：円）

区 分	一般行政職等	消防職等
支 給 総 額	5,394,761	57,376,600
職員一人当たりの支給年額	122,608	161,170

ホ 退職手当

支 給 率	自己都合等	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置（2%から20%加算）	
一人当たり平均支給額（平成25年度）	勸奨・定年	24,125千円
	自己都合等	該当者なし

※ 退職手当の支給率は、平成25年4月1日現在の数値です。

へ その他の手当

(単位：円)

区分	支給対象職員	支給額	国	異なる内容
扶養手当	配偶者	13,000	同	無
	配偶者以外の扶養親族	6,500		
	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人	11,000		
	満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき	5,000円加算		
住居手当	借家・借間に居住し家賃を支払っている場合		同	無
	月額23,000円以下の家賃	家賃から12,000円控除した額		
	月額23,000円を超える家賃	家賃から23,000円を控除した額の1/2(限度額16,000円)に11,000円を加算した額		
	通勤手当	交通機関等利用者	運賃に応じ、55,000円まで	同
	交通用具利用者			
	交通用具のみで片道2km以上5km未満	2,000		
	交通用具のみで片道5km以上10km未満	4,100		
	交通用具のみで片道10km以上15km未満	6,500		
	交通用具のみで片道15km以上20km未満	8,900		
	交通用具のみで片道20km以上25km未満	11,300		
	交通用具のみで片道25km以上30km未満	13,700		
	交通用具のみで片道30km以上35km未満	16,100		
	交通用具のみで片道35km以上40km未満	18,500		
	交通用具のみで片道40km以上45km未満	20,900		
	交通用具のみで片道45km以上50km未満	21,800		
	交通用具のみで片道50km以上55km未満	22,700		
	交通用具のみで片道55km以上60km未満	23,600		
	交通用具のみで片道60km以上	24,500		

(注) 上記は平成25年4月1日現在の制度である。

ト 特別職の報酬の状況 (平成25年4月1日現在)

報酬 (年額)	理事長	189,000円	監査委員 (識見者)	87,000円
	副理事長	126,000円	監査委員 (議員選出)	22,000円
	理事	105,000円	介護認定審査委員 (合議体の長)	16,000円 (1日につき)
	議長	114,000円	介護認定審査委員 (その他の委員)	14,000円 (1日につき)
	副議長	94,000円	情報公開・個人情報保護審査会委員及び専門委員	9,500円 (1日につき)
	議員	88,000円		

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 (平成25年度)

(1) 職員の勤務時間

区分	始業	休憩時間	終業
一般行政職等	8時30分	12時から12時45分まで	17時00分
消防 (毎日勤務)	8時30分	12時から13時まで	17時15分
消防 (隔日勤務)	8時30分	12時から13時まで	翌朝8時30分
		22時から22時30分まで	
		22時30分から5時まで	

(2) 年次有給休暇 (平成25年4月1日～平成26年3月31日)

区分	総使用日数	対象職員数	平均取得日数
一般行政職等	713日	48人	14.6日
消防職	3921日	332人	11.8日

(3) 特別休暇制度の状況

休 暇 の 種 類	付与日数・期間
選挙権その他の公民権の行使	必要と認められる期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人としての裁判所等への出頭	必要と認められる期間
骨髄液の提供希望登録及び骨髄移植等	必要と認められる期間
ボランティア活動	一の年において5日以内
結婚する場合	連続する7日以内
妊娠に起因する障害（つわり）	10日以内で必要と認められる期間
妊娠中の通勤混雑緩和	1日を通じて1時間を超えない範囲
母子保健法による保険指導、健康診査	必要と認められる期間
妊娠中の健康保持のための休息又は捕食	必要と認められる期間
妊娠12週未満の流産	10日以内で必要と認められる期間
産前休暇	産前8週間以内（多児妊娠14週間以内）
産後休暇	産後8週間
生後満1歳に達しない子の育児	1日2回各1時間の範囲
妻が出産する場合で子を養育するとき	5日以内
生理日において業務困難な場合	2日以内
妻の出産（出産予定日14日前から出産後14日）	2日以内
乳幼児の健康診査、予防接種等の介助	必要と認められる期間
親族（二親等以内）の介護	被看護者ごとに1暦年において5日以内
親族が死亡した場合	死亡した親族に応じ1日から10日
父母、配偶者、子の追悼のための特別な行事	1日以内
夏季における心身健康維持増進等	7月から9月の期間内において5日
災害、交通機関等の事故時の不可抗力	必要と認められる期間
結核性疾患による勤務軽減	必要と認められる期間
通信教育等の面接授業への出席	必要と認められる期間
職務遂行に必要な資格試験等を受ける場合	必要と認められる期間
国、県、市町村その他公共団体からの表彰	必要と認められる期間
公共団体主催の運動競技大会の選手又は役員	必要と認められる期間
職務に関連する海外視察、派遣団への参加	必要と認められる期間
その他任命権が特に必要と認める場合	承認を得た期間

4. 職員の休業の状況

区 分	取得者数
育児休業	0人
自己啓発休業	0人

5. 職員の分限及び懲戒処分状況（平成25年度）

(1) 分限処分者数

（単位：人）

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給
勤務実績が良くない場合	-	-	-	-
心身の故障の場合	-	-	1	-
職に必要な適格性を欠く場合	-	-	-	-
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	-	-	-	-
刑事事件に関し起訴された場合	-	-	-	-
条例で定めた事由による場合	-	-	-	-

(2) 懲戒処分者数 該当なし

6. 職員の服務の状況（平成25年度）

(1) 職務専念義務免除の状況

職務専念義務は、次の場合に限り免除されます。

- ア 研修を受ける場合
- イ 厚生に関する計画の実施に参加する場合

7. 職員の研修及び勤務成績の評価の状況（平成25年度）

(1) 研修の状況

①事務局 (単位：人)

区 分	実施区分	受講生数
一般研修	東北自治総合研修センター	3
	その他	0
監督者研修	東北自治総合研修センター	2
	その他	0
新人研修	東北自治総合研修センター	0
	その他	0
専門研修	東北自治総合研修センター	2
	市町村職員中央研修所	0
	その他	2

②消防本部 (単位：人)

区 分	実施区分	受講者数
一般研修	東北自治総合研修センター	9
	全国消防長会東北支部	0
階層別研修	宮城県消防学校	0
	宮城県消防長会	0
専門研修	総務省消防庁	0
	消防大学校	2
	宮城県消防学校	45
	全国消防長会	0
	全国消防長会東北支部	2
	(財)日本消防協会	0
	(財)宮城県消防協会	2
	(社)宮城県火薬類保安協会	6
	(財)原子力安全技術センター	31
救急救命士養成研修	(財)救急振興財団	3

(2) 勤務成績の評価の状況

未実施

8. 職員の福祉及び利益の保護の状況（平成25年度）

(1) 職員の健康診断状況 (単位：人)

区 分	受診者
定期健康診断	295
人間ドック	106
胃がん検診	121
大腸がん検診	125
乳がん検診	5
子宮がん検診	9
V D T 検診	16
結核検査	294

(2) 職員の福祉の状況

加 入 団 体
宮城県市町村職員共済組合

(3) 公務災害補償基金

(単位：件)

加 入 団 体	区 分	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金宮城県支部	消防職	1	訓練中の負傷

(4) 職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立等の利益の保護の状況

- ① 勤務条件に関する措置の要求の状況 該当なし
 ② 不利益処分に関する不服申立の状況 該当なし

(5) 公平委員会の業務の状況に係る宮城県人事委員会からの報告

- ① 勤務条件に関する措置の要求の状況 該当なし
 ② 不利益処分に関する不服申立の状況 該当なし